

## 福祉バスの変更について

### 1 趣旨

令和元年度の福祉バス運行業務は、異なる事業者が請け負うことによるサービス水準、利用状況及び利用者意識の変化などを見極めることを目的として、道路運送法第21条第2項に基づく、乗合旅客の運送の許可で実証実験を行ってきたものである。

実証実験を実施した結果、昨年度同等のサービス水準、利用者数を維持することができたことを踏まえ、令和2年度から本格運行を行うため、道路運送法第4条許可の申請を行うものとする。

また、併せて利用者の利便性を図り、福祉バスの利用促進につなげることを目的として、運行経路の部分的な見直しを図るものとする。

### 2 変更内容

#### (1) 運行事業者

現在：西条交通株式会社 変更なし

#### (2) 路線及び時刻表

※別紙のとおり変更

#### (3) 運賃

変更なし

65歳以上 1回乗車につき100円  
(介助者が同乗する場合、介助者は無料)

その他の利用者 路線バスと同額

### 4 変更予定日

実施時期：令和2年4月1日から

### 5 その他

#### 道路運送法第4条の許可とは

一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

#### 道路運送法第21条第2項の許可とは

一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができるもの。

### 5 根拠規定

竹原市地域公共交通会議設置要綱 第2条